

■長期使用構造等の確認業務料金(新築)■

(新築・戸建住宅料金) ()内は消費税 10 %を含む料金です。

2024年10月21日 よりの料金です。

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

新築審査料金			
延床面積	区分	性能評価と同時申請※1	単独申請
500㎡以下	製造者認証等	¥5,000 (¥5,500)	¥33,000 (¥36,300)
	一般	¥5,000 (¥5,500)	¥57,000 (¥62,700)
※1 「性能評価と同時申請」は、弊社への設計住宅性能評価と同じ物件を申請する場合に適用します。又、設計住宅性能評価申請と併用申請する場合にも適用します。但し、設計住宅性能評価料金と同時申請料金を合算した後の料金が単独申請の料金を下回る場合は、同時申請料金を上記料金を替えて下記の同時申請料金を適用します。 ¥10,000 (¥11,000)			
変更審査料金			
築造時期の区分	建物区分	申請	
		下限	上限
新築の変更※2 又は 工事完了後の増改築 (確認書等の交付後5年以内)※3	製造者認証等	¥10,000 (¥11,000)	¥33,000 (¥36,300)
	一般	¥10,000 (¥11,000)	¥57,000 (¥62,700)
工事完了後の増改築(確認書等の交付後5年超え)※3 (副本の提出が必要)	製造者認証等	¥30,000 (¥33,000)	¥100,000 (¥110,000)
	一般	¥30,000 (¥33,000)	¥140,000 (¥154,000)
※2 新築認定住宅の工事完了までに生じる変更に係る長期使用構造等確認申請(当社が交付したものに限る)の審査で、変更内容の程度により、上記表の「下限」から「上限」までの範囲で料金を弊社が決定します。又、所管行政庁が軽微な変更としている場合でも、再審査が必要な変更の場合は、上記の料金を適用します。 ※3 工事完了後の増築・改築等による変更に係る長期使用構造等確認申請又は技術的審査依頼の審査で、変更内容の程度により、上記表の「下限」から「上限」までの範囲で料金を弊社が決定します。又、所管行政庁が軽微な変更としている場合でも、再審査が必要な変更の場合は、上記の料金を適用します。 「完了後の増築・改築等」とは、下記のすべての条件に該当している住宅。 下記の条件にあてはまらない住宅は、お受けすることはできませんのでご注意ください。 尚、「増築・改築等」とは、認定住宅の増築や改築及びその他の変更を言います。ただし、維持保全のための修繕は含みません。 ①長期優良住宅建築計画の認定(新築)された住宅で、工事完了(検査済証を交付されたもの)したもの。(既存住宅の増築・改築の認定住宅ではありません) ②当該住宅の新築時に、当社が長期優良住宅等計画に係る技術的審査適合証又は長期使用構造等の確認書(表中及び以降では、「確認書等」と言う。)を交付したものに限り。 ③長期優良住宅の普及の促進に関する法律により、建築後の維持保全を新築時より継続して行っているもの。(維持保全ができていない場合は、所管行政庁が変更認定を行わない場合があります) ④長期優良住宅建築計画の認定を、取り消されていないもの、又は、認定の取りやめをしていないもの。(認定を取り消している場合は、所管行政庁は変更認定をいたしません) ⑤当該増築等の計画が、建築基準法上で適合しているもの。 ⑥当該増築等の計画が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に適合しているもの。 ⑦当該増築等の計画が、建築基準法の確認申請が必要な住宅で確認申請等の手続きをするもの。 ⑧新築時の住宅所有者から、新しい所有者に認定計画実施者の地位を変更している場合は、あらかじめ所管行政庁に地位の継承の手続き(省令第6号様式「承認申請書」)を行っていること。(相続や売買を確認できる証明書のコピーを添付) ⑨確認書等の交付後5年超え経過した住宅は、原則として、副本(確認書又は適合証及び申請図書と添付資料)の提出が必要です。 ※4 右記の欄中「4.」「5.」にある追加料金については、変更内容に該当する場合にのみ適用する。			

1. 一戸建ての併用住宅の価格は一戸建て住宅の価格とします。
 2. 製造者認証等の料金は耐震等級(1-1~1-5)等がそれぞれ「型式住宅部分等製造者認証書」又は「住宅型式性能認定書」がある場合に限りです。(別に住宅型式性能確認書を必要とする部分があります)ただし、一部に製造者認証等がされていない場合は、別途にお見積りいたします。

3. 設計性能評価申請と同時審査又は併用申請の場合は住宅性能評価の等級が長期使用構造等の対象等級以上とします。

4. 弊社以外にて建築確認申請を行っている物件で、構造計算書がある場合は下記金額を追加します。
 ※4

① 建築基準法第6条第1項4号の建築物(ルート1に限る)

¥15,000 (¥16,500) / 1棟

② 上記以外

¥40,000 (¥44,000) / 1棟

5. 弊社にて建築確認申請を行っている物件で、構造計算書がある場合は下記金額を追加します。(ただし、建築確認申請又はフラット35Sの申請時において、耐震等級2以上の審査を経ているものを除く)※4

① 建築基準法第6条第1項4号の建築物(ルート1に限る)

¥15,000 (¥16,500) / 1棟

② 上記以外

¥25,000 (¥27,500) / 1棟

6. 住宅の延べ床面積が500㎡超の場合は、別途にお見積りさせていただきます。

7. 「長期使用構造等である旨の確認書」の再交付の料金は下記です。

¥5,000 (¥5,500) / 1回

8. 軽微変更該当証明申請

変更内容により弊社の判断で、下記の範囲内の料金とする。

下限 ¥3,000 (¥3,300)

上限 ¥10,000 (¥11,000)

9. 料金は予告なしに改定することがあります。

(新築・共同住宅料金)

()内は消費税 10 %を含む料金です。

2024年10月21日 よりの料金です。

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県						備考
1棟あたり手数料 = A + (M×B)						
床面積の合計		基本料金(棟あたり) (A)		一住戸当り料金 (B)		1 製造者認証等の料金は耐震等級(1-1~1-5)等がそれぞれ「型式住宅部分等製造者認証書」又は「住宅型式性能認定書」がある場合に限りです。 (別に住宅型式性能確認書を必要とする部分があります) ただし、一部に製造者認証等がされていない場合は、別途お見積りいたします。
		性能評価と同時申請※1	長期優良単独申請	性能評価と同時申請※1	長期優良単独申請	
200㎡以下	製造者認証	¥5,000 (¥5,500)	¥33,000 (¥36,300)	¥7,500 (¥8,250)	¥7,500 (¥8,250)	3 変更に係る長期使用構造等の確認審査の価格は、変更の程度により決定いたしますのでご相談ください。 又、建築完了後の「変更増築・改築等」は別途お見積りいたします。
	一般	¥10,000 (¥11,000)	¥70,000 (¥77,000)	¥10,000 (¥11,000)	¥10,000 (¥11,000)	
1000㎡以下	製造者認証	¥7,000 (¥7,700)	¥41,000 (¥45,100)	¥7,500 (¥8,250)	¥7,500 (¥8,250)	5 弊社にて建築確認申請を行っている物件で、構造計算書がある場合は下記金額を追加します。(ただし、確認申請又はフラット35Sの申請時において、耐震等級2以上の審査を経ているものを除く) ① 建築基準法第6条第1項4号の建築物(ルート1に限る) ¥15,000 (¥16,500)/1棟 ② 上記以外 ¥25,000 (¥27,500)/1棟
	一般	¥20,000 (¥22,000)	¥130,000 (¥143,000)	¥10,000 (¥11,000)	¥10,000 (¥11,000)	
1000㎡超	別途お見積りいたします。					9 料金は予告なしに改定することがあります。
※ M:住戸数						
※1 「性能評価と同時申請」は、弊社への設計住宅性能評価と同じ物件を申請する場合に適用します。又、設計住宅性能評価申請と併用申請する場合にも適用します。						
※2 変更等の料金については、別途お見積りいたします。						